新規創業支援資金のご案内

〇これから事業を始めようとする方に
〇事業を始めて間もない方に
〇1．00%と低利率の制度です。
〇現行の市融資制度との併用も可能です。

名称		新規創業支援資金				
貸付限度額		1,000万円以内				
利　率		1.00%				
貸付期間		運転資金7年以内　設備資金10年以内　据置期間1年以内				
担　保		不要				
連帯保証人		（原則）個人：不要　法人：代表者 スタートアップ創出促進保証を利用する場合は不要 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要				
保証料		市町村創業関連保証　：　0.8%以内 スタートアップ創出促進保証　：　1.0%以内 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0．25%又は0．45%が上乗せとなる。				
融資対象者		以下に掲げる**創業者**もしくは**新規中小企業者**				
		創業者 **（市内で事業を開始しようとするもの）**			**新規中小企業者** **（市内に事務所又は事業所を有するもの）**	
		ア	イ	ウ	エ	オ
		事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内(※6ヶ月)に市内で事業を開始する計画がある方	事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内(※6ヶ月)に市内に会社を設立し市内で事業を開始する計画がある方	市内に会社を既に設立しており、その事業を継続しつつ、市内に新しい会社を設立し市内で事業を開始する会社	事業を開始してから5年未満の個人	設立してから5年未満の会社（法人成りの場合は個人での創業から5年未満であること）
資格要件	自己資金要件	借入金の1/10以上の自己資金を有していること	借入金の1/10以上の自己資金を有していること	スタートアップ創出促進保証を利用し、かつ税務申告1期未終了の場合は借入金の1/10以上の自己資金を有していること		スタートアップ創出促進保証を利用し、かつ税務申告1期未終了の場合は借入金の1/10以上の自己資金を有していること
	市内要件	市内に住民登録がされていること	市内に住民登録がされていること	市内に法人登記がされていること	市内に住民登録がされていること	市内に法人登記がされていること
	共通要件	〇市税の滞納がないこと 〇信用保証協会の代位弁済による債務がないこと 〇許認可等が必要な業種にあっては、その許認可等を取得していること				

※特定創業支援事業（開業ゼミナール、創業支援センター埼玉等）に参加し、一定の要件を満たした場合

〇融資制度のご利用にあたっては、融資条件等について取扱金融機関に事前に相談し、
　貸付けについての了承を得たうえでお申し込みください。
〇審査により、融資につながらない場合もありますので、ご了承ください。
〇金融機関・商工会議所では、市の融資以外にも様々な融資のご相談を受け付けております。



◆新規創業支援資金融資申込の際に必要な書類◆

番号	申請書類	創業者			新規中小企業者		注意事項	書類のある場所	提出部数
		ア	イ	ウ	エ	オ			
1	所沢市新規創業支援資金 融資制度申込書	○	○	○	○	○	実印押印	市HP 市役所産業振興課	原本　1部
2	信用保証委託申込書類一式	○	○	○	○	○	信用保証協会書式	各金融機関	原本　1部 写し　1部
3	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書			○		○	※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合のみ	各金融機関	原本　1部 写し　1部
4	創業計画書	○	○	○			※SSS保証利用者は専用様式を使用	市HP 市役所産業振興課	原本　1部 写し　1部
	スタートアップ創出促進保証 利用者専用様式		○	○		○		各金融機関	原本　1部 写し　1部
5	経歴書	○	○	○	○	○		市HP 市役所産業振興課	原本　1部 写し　1部
6	支払明細書			○	○	○	最近６ヶ月分	市HP 市役所産業振興課	原本　1部 写し　1部
7	試算表			○	○	○	確定申告後の状況	市HP 市役所産業振興課	原本　1部 写し　1部
8	納税証明書（法人市民税）			○		○	最近２年度分 ※取得時に代表者の押印（又は委任状）が必要	市役所市民税課(低層棟2F)又はまちづくりセンター	原本　1部 写し　1部
9	納税証明書（事業税）			○	○	○	最近２年度分	県税事務所	原本　1部 写し　1部
10	履歴事項全部証明書			○		○	※必要に応じて閉鎖事項全部証明書	さいたま地方法務局	原本　1部 写し　1部
11	印鑑証明書（法人）			○		○	法人分	さいたま地方法務局	原本　1部 写し　1部
12	納税証明書（市県民税） ※申込時期が４月～６月の場合、前年及び前々年分 申込時期が７月～３月の場合、今年度納期到来分及び前年分	○	○	○	○	○	最近２年度分 （個人：本人分　法人：連帯保証人分）	市役所市民税課(低層棟2F)又はまちづくりセンター	原本　1部 写し　1部
13	課税証明書（市県民税） ※年度は、上記納税証明書と合わせてください。	○	○	○	○	○	最近２年度分 （個人：本人分　法人：連帯保証人分）	市役所市民税課(低層棟2F)又はまちづくりセンター	原本　1部 写し　1部
14	印鑑登録証明書	○	○	○	○	○	個人：本人分　法人：連帯保証人分	保証人の住所地の市役所等	原本　1部 写し　1部
15	確定申告書の写し			○	○	○	直近２期分 個人：決算書（青色）又は収支内訳書（白色）を添付 法人：法人税、県法人事業税、法人市民税	お手持ちの申告書の控え	写し　2部
16	決算書の写し			○		○	最近２期分(内訳明細書を含む)	お手持ちの決算書の控え	写し　2部
17	許認可登録等の写し	○	○	○	○	○	※必要な業種のみ	お手持ちの登録書等の控え	写し　2部
18	宣誓書	○	○	○	○	○	※飲食業のみ	市HP 市役所産業振興課	原本　1部 写し　1部
19	工事契約一覧表			○	○	○	工事請求書又は明細書の写しを２部添付 ※許認可登録等が必要でない建設業のみ	市HP 市役所産業振興課	原本　1部 写し　1部
20	自己資金が確認できる資料	○	○				※下記参照	ご自身で用意してください	原本　1部 写し　1部
21	個人情報に関する同意書	○	○	○	○	○		市HP 市役所産業振興課	原本　1部 写し　1部
22	その他市長が必要と認めるもの	○	○	○	○	○			

＜設備資金の場合＞　上記に加えて

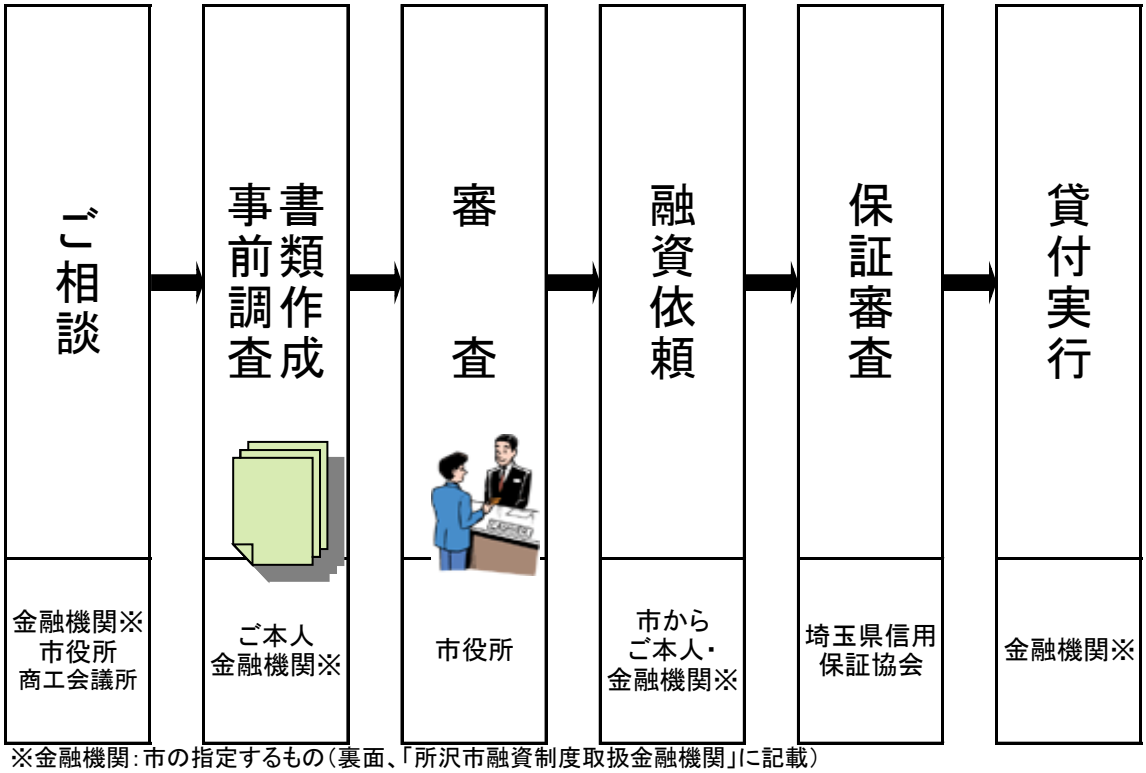
23	見積書・カタログ	○	○	○	○	○	申込人宛の見積書で、発行者の押印があり有効期限内のもの（屋号のみの記載は不可）	ご自身で用意してください	原本　1部 写し　1部
24	図面・建築確認通知書の写し	○	○	○	○	○	※増改築の場合（建築確認通知書は増床10㎡を超える場合のみ必要）	ご自身で用意してください	写し　2部
25	賃貸借契約書・貸主の同意書の写し	○	○	○	○	○	※改装等で、対象物件が他人所有の場合	ご自身で用意してください	写し　2部
	家屋所在証明書	○	○	○	○	○	※改装等で、対象物件が自己所有の場合	市役所資産税課(低層棟2F)	原本　1部 写し　1部

◆※自己資金が確認できる資料について

自己資金＝資産＜①～⑥の合計額＞－借入金＜⑦～⑧の合計額＞

資産	①普通預金、定期預金等残高の証明が出来るもの
	②有価証券に一定の評価率を乗じたもの
	③敷金及び入居保証金
	④申込前に導入した当該事業用設備（不動産を除く）
	⑤資本金又は出資金
	⑥その他客観的に評価が可能な資産（不動産を除く）
借入金	⑦本制度申請前に既に開業準備資金として借り入れたもの等で残存返済期間が２年以上のものは、年間返済予定額の２年分
	⑧⑦に該当しないものは、当該借入金全額

☆ご相談から融資実行までの流れ



※金融機関：市の指定するもの（裏面、「所沢市融資制度取扱金融機関」に記載）

○各融資制度のご利用にあたっては、融資条件等について、取扱金融機関に事前に相談し、貸付けについての了承を得たうえでお申し込みください。

○市の審査で融資依頼が決定されても、その後の保証審査において否決される場合がありますので、ご了承ください。

○金融機関・商工会議所では、市の融資以外にも様々な融資のご相談を受け付けております。

☆融資の申込みにあたって

・融資制度取扱金融機関については、裏面の一覧表を参照してください。
・融資に当たっては、ご自身が希望する金融機関と、十分連絡を取り合うようにしてください。
・使途が明確でない融資はできかねますので、使途をはっきりさせておきましょう。
・借入金額は、返済のことを考慮し、過大にならないよう注意しましょう。
・事業実績や申込金額等により、全額ご融資できない場合もあります。

☆現地調査について

市役所では、書類の受付後、事業所の営業実態等を把握するため、必要に応じて現地調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

所沢市融資制度取扱金融機関一覧表（R8.11.01～）

No.	金　融　機　関　名	電 話 番 号
1	埼玉りそな銀行　所沢支店	2922－2141
2	〃　新所沢支店	2922－1221
3	〃　小手指支店	2949－5171
4	三井住友銀行　所沢支店	2923－7115
5	〃　小手指支店	2924－1161
6	武蔵野銀行　所沢支店	2922－7111
7	〃　新所沢支店	2993－6151
8	〃　下山口支店	2925－3111
9	〃　所沢駅前支店	2922－7111
10	〃　東所沢支店	2945－7211
11	東和銀行　所沢支店	2923－3111
12	〃　狭山ヶ丘支店	2948－3111
13	群馬銀行　所沢支店	2926－2251
14	飯能信用金庫　所沢支店	2922－1231
15	〃　狭山ヶ丘支店	2948－8141
16	〃　新所沢支店	2942－1225
17	〃　山口支店	2928－1833
18	〃　小手指支店	2922－1155
19	〃　所沢東支店	2998－4300
20	〃　所沢けやき台支店	2922－1231
21	〃　所沢松井支店	2945－7221
22	青梅信用金庫　所沢支店	2923－0111
23	〃　東所沢支店	2944－2211
24	〃　北野支店	2928－8111
25	西武信用金庫　狭山ヶ丘支店	2949－3621
26	埼玉縣信用金庫　所沢東支店	2944－9361
27	きらぼし銀行　秋津支店	042－393－9611
28	多摩信用金庫　秋津支店	042－395－7221
29	八十二長野銀行　所沢支店	2924－1582
30	山梨中央銀行　東村山支店	042－395－4511
31	足利銀行　所沢支店	2941－5510

※　ここに掲載する金融機関以外は、所沢市の融資制度は取り扱いできませんのでご注意ください。

※　取扱金融機関に変更が生じる場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください。